

特記仕様書

1. 都市公園維持管理方針

- ・志摩市が管理する都市公園等について、人々の休息の場、レクリエーションの場としての空間を提供するため、契約期間を通じ、美しい景観を良好な状態に保ち、周辺環境条件と調和させながら維持管理するものとする。

2. 現地調査、管理方法、現場確認

- ・受注者は、仕様書の内容と現場が一致するか確認し、変更がある場合は変更内容を明記した資料を提出するものとする。また、事故や枯れ等が発生し、内容変更になった場合も同様とする。
- ・写真管理方法については、作業前、作業中及び作業後とし、必ず黒板に日付を明記すること。
また、写真台帳を提出する際には、作業ごとに的確で分かりやすく整理し提出すること。
- ・出来高管理方法病虫害防除・・・薬剤の使用量を検収する。(調合状況・空缶検収を写真管理) 機械式草刈・・・刈り高は5cm以内とする。
- ・監督職員による途中確認
除草について、2回分、3回分計上しているものについては、1回目終了後速やかに監督職員による確認を受けなければならない。

3. 作業方法について

- ・せん定・除草作業については、以下のことに注意し作業すること。
 - (1) せん定は、自然形に仕立てること。
 - (2) 腐れや不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は行わないこと。
 - (3) 下枝の枯死を防ぐようにせん定すること。
 - (4) 太枝のせん定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の数十cm上よりあらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえで切返しを行い切除する。
 - (5) 下草の除草については、あらかじめ石、空缶などの障害物を除去すること。
 - (6) 樹木、草花、施設などを損傷しないように注意し、刈り残しのないよう刈り取ること。
 - (7) 石や枝葉等が公園・道路利用者に飛び散らないよう、ベニヤ板、シート等を使用し、飛散事故防止に努めること。
- ・病虫害防除については、以下のことに注意すること。

- (1) 公園・道路利用者に薬剤が飛散することが無いよう最大限の注意を払うこと。
 - (2) 散布の際は、公園・道路利用者に噴霧液がかからないよう、シート等で飛散事故防止に努めること。
 - (3) 散布作業範囲を明確にし、バリケードやロープで囲い、制札板を掲げ、関係者以外の立ち入りを禁止すること。
 - (4) 噴霧液が作業者にかからないよう、また吸引しないよう注意すること。
 - (5) 雨天、強風時には、作業をしないこと。
 - (6) 薬剤の使用に関しては、農薬取締法などの農薬関連法規を遵守すること。
 - (7) 農薬を使用する前には、ラベルに記された登録内容を確認し写真等で記録し発注者へ提出すること。
 - (8) 散布前には、事前に来園者などの利用者や周辺住民へ周知すること。
 - (9) 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを、枝葉の表裏両面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。水滴が落ちるほど散布してはならない。
- ・刈り取った草木等は、太さ 10 cm以下、長さ 1m 以下になるよう切断し、志摩市浜島一般廃棄物最終処分場（迫子）または志摩市大王清掃センター（波切）へ搬入するものとする。また伐採木等については以下のとおりに切断し、やまだエコセンター（磯部）へ搬入するものとする。

伐採木等の太さ	搬入サイズ
太さ 10cm 以下	長さ 1m 以下
太さ 10～15cm 以下	長さ 50cm 以下
太さ 15～20cm 以下	長さ 40cm 以下
太さ 20～30cm 以下	長さ 30cm 以下
太さ 30～40cm 以下	長さ 20cm 以下
太さ 40～50cm 以下	長さ 15cm 以下

- ・伐採木等については大王および浜島には搬入しないこと。
 なお、搬入方法等は監督職員の指示によるものとし、搬入記録（日時、搬入量、搬入回数）、搬入状況写真（搬入毎に撮影）を提出するものとする。
- ・集草・運搬時に刈り取った枝葉・草が飛散しないよう注意すること。
- ・樹木に異常（枯れ等）が発生しそうな時は、監督職員に状況・原因を報告し、対応について協議すること。
- ・交通事故等による損傷を発見した場合は、現場の安全処置を行ったうえで、監督職員に報告し、処理方法を協議すること。

4. 提出書類

- ・業務着手届
- ・施工計画書
- ・現場代理人選任通知書
- ・建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書
- ・業務実施報告書
- ・業務写真
- ・完成写真
- ・安全対策に関する写真
- ・業務委託完成報告書
- ・使用材料調書 ※薬剤等を使用する場合、承認願を添付のうえ提出。
- ・その他監督職員の指示するもの